

総務企画委員会会議記録

総務企画委員長 中野 哲朗

1 日 時

令和 8 年 6 月 2 3 日（火） 午後 1 時 5 9 分から
午後 4 時 0 0 分まで

2 場 所

第 4 委員会室

3 出席した委員の氏名

中野哲朗、今吉次郎、森誠一、御手洗朋宏、高橋肇、三浦由紀

4 欠席した委員の氏名

嶋幸一

5 出席した委員外議員の氏名

穴見憲昭、猿渡久子

6 出席した執行部関係者の職・氏名

総務部長 若林拓、企画振興部長 上城哲 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- （１）第 6 4 号議案のうち本委員会関係部分、第 6 5 号議案から第 7 0 号議案及び第 7 1 号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
第 2 号報告については、承認すべきものと全会一致をもって決定した。
- （２）陳情 2 0 について、質疑を行った。
- （３）県内所管事務調査のまとめとして、執行部から報告を受けた。
- （４）ハーモニーランドのエンタメリゾート化の支援について、ツール・ド・九州について、空港アクセス改善事業の取組について及びおおいた地域交通ビジョン 2 0 2 6 の素案について、執行部から報告を受けた。
- （５）閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることにした。
- （６）県外所管事務調査の行程を決定した。

9 その他必要な事項

な し

1 0 担当書記

議事課委員会班	主幹（総括）	姫野剛
政策調査課政策法務班	主査	笠置徹

総務企画委員会次第

日時：令和8年6月23日（火）14：00～

場所：第4委員会室

1 開 会

2 総務部関係

14：00～15：20

（1）付託案件の審査

- 第 64号議案 令和8年度大分県一般会計補正予算（第1号）（本委員会関係部分）
- 第 65号議案 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について
- 第 66号議案 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部改正について（福祉保健生活環境委員会、商工観光労働企業委員会へ合い議）
- 第 67号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について（土木建築委員会へ合い議）
- 第 68号議案 大分県宿泊税条例の制定について（商工観光労働企業委員会へ合い議）
- 第 69号議案 大分県税条例等の一部改正について
- 第 70号議案 大分県税特別措置条例の一部改正について
- 第 2号報告 大分県税条例等の一部改正について

（2）付託外案件の審査

- 陳 情 20 高等学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情

（3）県内所管事務調査のまとめ

（4）その他

3 企画振興部関係

15：20～16：20

（1）付託案件の審査

- 第 71号議案 美術品の取得について

（2）県内所管事務調査のまとめ

- 地域の芸術文化の次世代への継承について

（3）諸般の報告

- ①ハーモニーランドのエンタメリゾート化の支援について
- ②ツール・ド・九州について
- ③空港アクセス改善事業の取組について
- ④「おおいた地域交通ビジョン2026」の素案について

（4）その他

4 協議事項

16：20～16：30

（1）閉会中の継続調査について

（2）県外所管事務調査について

（3）その他

5 閉 会

会議の結果

中野委員長 ただいまから、総務企画委員会を開きます。

本日は、嶋委員が欠席です。

また、本日は、委員外議員として猿渡議員、穴見議員に出席いただいております。

委員外議員の方が、発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう、要点を簡潔に御発言願います。

なお、第68号議案の審査に際し、観光政策課の河室課長にも出席いただいております。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案8件、報告1件及び付託外案件として、陳情1件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより総務部関係の審査に入ります。

初めに、本日審査いただく案件について、若林総務部長から概括的な説明をいただきます。

若林総務部長 中野委員長、今吉副委員長をはじめ、委員各位には平素から御指導いただきましてありがとうございます。私から、本日審査をお願いしている案件等について、概括的に説明申し上げます。

本日の委員会では、提案しました令和8年度大分県一般会計補正予算（第1号）を含め、大分県宿泊税条例の制定についてなど議案7件、報告1件の計8件の付託案件に加えまして、付託外案件となる陳情1件の審査をお願いしています。

また、去る5月11日から29日まで行われた県内所管事務調査について、委員の皆様から総務部関係機関等に対しまして、熱心に御調査いただいたと聞いております。大変ありがとうございます。

いただいた意見をできる限り反映していきたいと考えておりますので、本日、所管事務調査を全般的に取りまとめまして、説明をさせていただければと思います。

それでは詳細につきまして、それぞれ担当課

長より説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

中野委員長 それでは、議案審査に入ります。

まず、第64号議案令和8年度大分県一般会計補正予算（第1号）のうち、総務部関係部分について、執行部の説明を求めます。

日野財政課長 それでは、第64号議案令和8年度大分県一般会計補正予算（第1号）について説明いたします。

総務企画委員会資料の2ページを御覧ください。

まず、全般的事項についてです。今回の補正予算は、中東情勢の影響を踏まえ、国の対策と歩調を合わせ、LPガス料金等の支援に取り組むとともに、事業者の資金繰りや省エネルギー設備の導入などを支援するものです。あわせて、宿泊税の導入に向けた環境整備など早急に対応が必要な経費を計上しています。

1 補正概要にあるとおり、補正額は75億9,696万4千円の増額であり、累計では7,376億5,496万4千円となります。

次に、その下、歳入の内訳を御覧ください。今回補正する歳入は、国庫支出金、繰入金及び諸収入となっています。

資料の5ページをお願いします。

まず、第9款国庫支出金、第2項国庫補助金は40億7,871万1千円の増額ですが、全額物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金となっております。これは昨年度、国の補正予算で措置された交付金のうち、今年度における情勢変化にも対応できるよう、一部を留保していたものでございます。

次に、7ページをお願いします。

第12款繰入金第2項基金繰入金は、5億1,825万3千円の増額となりますが、これは、おおいた元気創出基金を取り崩すものです。

次に、8ページをお願いします。

第14款諸収入第3項貸付金元利収入は、30億円の増額となります。これは、中東情勢の

影響を受ける中小企業等を支援するため、県制度資金の新規融資枠を１００億円増額することに伴い、必要となる金融機関への貸付原資に充当するものです。

全般的事項及び歳入についての説明は以上でございます。

阿部税務課長 資料９ページを御覧ください。

県税システム改修事業、補正予算額４，７７９万８千円及び税務業務アウトソーシング推進事業、補正予算額１，５５６万７千円について説明いたします。

大分県宿泊税条例の制定については、後ほど第６８号議案で御説明いたしますが、これらの事業は、宿泊税の導入に向けた環境整備を目的として実施するものでございます。

まず、１県税システム改修事業については、宿泊税の収納管理を行うための県税総合情報管理システムの改修と、宿泊事業者からの申告情報等の管理・集計を行うための産業廃棄物税等システムの改修を行うものでございます。

次に、２税務業務アウトソーシング推進事業についてですが、宿泊税の課税業務を円滑に進めるため、申告書等の入力業務や、特別徴収義務者である宿泊事業者へ送付する納入申告書の作成業務などを民間事業者に委託するものでございます。

これらの事業により、円滑な制度導入を目指し、着実に準備を進めてまいります。

中野委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

まず、委員の皆様から、質疑はございますか。

三浦委員 今説明いただいた税務業務のアウトソーシング推進事業なんですが、これ、業種としては税理士、それとも行政書士とか司法書士、どういう感じになるのか。

阿部税務課長 これは申告いただいたもののタッチ入力を委託するものでございますので、そういった士業の方ではございません。

三浦委員 士業じゃなくても大丈夫な仕事ですね。分かりました。

今吉副委員長 今の税務システムの改修事業で

すけれども、そのシステムはみんな同じ形態になるんですか。やっぱりいろいろ種類があるわけじゃないんですか。

阿部税務課長 説明が足りなくて申し訳ございません。こちらのシステム改修は、県税の方のシステム改修でございます。

中野委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中野委員長 私からちょっと１点質疑させていただきます。

今回の補正予算案の歳入の方ですね、国庫支出金ということで、重点支援地方交付金約４０億円が充当されております。これ、もともと大分県に交付された金額がいくらであったのかというのと、その残りがいくらあるのか、それについて２点伺います。

日野財政課長 昨年度、国の方では予備費と、年末の国の経済対策の補正予算で２回に分けて本県に配分がございました。合わせて１６７億円が本県に配分されております。このうち、昨年度の補正予算と今年度の当初予算において、１３１億円ほど既に活用させていただいております。したがって、残高としては３６億円余りになっているんですが、今年度当初予算で計上しているのが７０億円ほどあるんですけれども、例年、これまでの傾向を見ますと、やはりどうしても不用が出てまいります。その分を見込みまして、今回４０億円ほど使わせていただいている状況です。

中野委員長 はい、分かりました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中野委員長 委員外議員の方は、質疑などありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中野委員長 ほかに御質疑もないので、これより採決いたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

中野委員長 御異議がないので、本案のうち本

委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第65号議案行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

居石デジタル政策課長 第65号議案を御説明いたします。

資料の10ページを御覧ください。

いわゆるマイナンバー条例の改正ということでございます。今回の改正案につきましては、いわゆるマイナンバー法の省令改正に伴ったものとなります。

1 番号利用条例の概要を御覧ください。マイナンバー法では、マイナンバーを利用して、ほかの情報と連携して情報を読み出していく形で、情報提供ネットワークシステムと連携する対象となる行政手続が、例えば税や防災であったりと定められているところでございます。

その上で、地方公共団体におきましても、別途、独自事務等を条例で定めることができまして、大分県では、県が独自に個人番号の利用や庁内で情報を共有するといった対象事務が定められているところです。

続いて、2 条例の改正内容です。今般の改正の背景としましては、昨年度のいわゆる三党合意に基づく教育無償化に向けた流れの中で、高等学校等就学支援金の支給要件が見直され、所得制限が撤廃されました。これに伴いまして、これまでマイナンバー法で規定していた就学支援金支給関係情報というものがあったのですが、その中から所得に関する情報がなくなりました。そのため、マイナンバーで連携して情報を呼び出す必要がなくなったことに伴い、マイナンバー法の規定からもそれが削除されたということになっております。

これに伴って、県の条例についても見直しを行いました。具体的な改正内容としては、県庁連携及び機関間連携によって、他部署や他機関が所有する就学支援金支給関係情報が利用できるというもので、これが今般必要がなくなったということで、これを削除させてい

ただきたいと考えております。

概観としましては、国が示す行政手続の変更に合わせて、必要のなくなったマイナンバーの連携について整理をするものとお考えください。

最後に3 施行期日ですが、公布の日としています。

中野委員長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

まず、委員の皆様から質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中野委員長 委員外議員の方は、質疑などありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中野委員長 別に御質疑もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

中野委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第66号議案知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部改正についてですが、本案については、関係する福祉保健生活環境委員会及び商工観光労働企業委員会に合い議をしていることを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

難波人事課長 第66号議案知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部改正について御説明いたします。

資料の11ページを御覧ください。

まず、一番上の条例改正の概要についてです。地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴いまして、知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例をはじめ四つの条例について引用している規程の条ずれが生じるため、規定の整備を行うものでございます。

次に、法改正の内容についてですが、各条例で引用している地方自治法及び地方自治法施行令の各規定の前に、地方税以外の公金の収納事務について、これを地方税共同機構に担わせることを可能とする規定、特定歳入等の収納に関する条文が追加されたところでございます。そ

の影響で、本県条例で引用している関係条文の番号が改正されたというものでございます。

そのため、次の条例改正の内容にあるとおり、①－④の四つの条例について規定の整備を行う必要が生じたものでございまして、現行の各条例における規定の内容自体は変更ございません。

最後に、施行期日につきましては、改正地方自治法及び改正地方自治法施行令の施行日である令和8年9月24日としております。

中野委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。まず、委員の皆様から質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中野委員長 委員外議員の方は、質疑などありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中野委員長 別に御質疑もないので、これより採決いたします。

なお、本案について、福祉保健生活環境委員会及び商工観光労働企業委員会の回答は、全て原案のとおり可決すべきとのことであります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

中野委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第67号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてですが、本案については、関係する土木建築委員会に合い議をしていることを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

日野財政課長 第67号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正について説明いたします。

資料の12ページを御覧ください。

大洲総合運動公園使用料のうち、硬式野球場の使用料の改正についてです。

1 現状・経緯等を御覧ください。大洲総合運動公園の硬式野球場は、昭和55年6月に供用を開始し、その際、グラウンド等のほか、冷房設備の使用料について本条例に規定いたしました。

その後、県が実施した空調設備更新工事によ

り、平成18年3月から暖房機能を新たに付加したところですが、暖房設備の使用料に関する規定を条例に追加しておりませんでした。

そうした中、昨年度に行われた財政的援助団体等監査及び臨時監査の際、指定管理者であるファビルス・プランニング大分共同事業体において、硬式野球場の暖房使用に関し、冷房設備の規定に基づき使用料を徴収していたことが判明し、指定管理者及び所管課である公園・生活排水課が、適切な事務処理等の徹底について指摘を受けたところでございます。

また、その下の表には、過去5年間の暖房設備の利用状況をまとめていますが、こうしたことも踏まえまして、資料の右側、2使用料改正（案）になりますが、硬式野球場の冬季の利用促進及びスポーツ振興を図るため、暖房料金についても、冷房設備と同様、一時間を920円とする使用料を規定するものです。

施行日は、公布の日です。

中野委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

まず、委員の皆様から質疑はございませんか。

御手洗委員 これが分かればそんなことになっていないと思うんですけど、平成18年からすごい期間、誰も気が付かなかったということなんでしょうか。

日野財政課長 おっしゃるとおりでございます。

御手洗委員 実際、監査も何回も入っているわけですよね。まあ、確かにこれを見たら冷と房の間に暖が入るか入らないかだけなんです。はい、分かりました。

中野委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中野委員長 委員外議員の方は、質疑などありませんか。

猿渡委員外議員 この件を教訓として、同じようなことが起きないように、ほかにもこういう例がないのかとかいうふうなことをチェックしているのか、今後に向けて、こういう事例が出ないようにどうしていくのかお聞かせください。

日野財政課長 まず、今回こうした事例が出てまいりましたので、私どもの方で全庁でこうい

ったものがないか確認をいたしました。結果として、ないということで報告を受けております。

また、今後につきましては、やはり設備更新等が行われた際には、必ず条例の規定に遡って追加の必要があるかないかを判断するよう徹底するとともに、指定管理施設の場合は特になんですけれども、年度当初と秋口くらいをめどに、指定管理者と行政側とで研修会を開催して、定期的にそういったことをちゃんとやるように今後やっていきたいということで、土木建築部と今話をしております。（「お願いします」と言う者あり）

中野委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中野委員長 ほかに御質疑もないので、これより採決いたします。

なお、本案について、土木建築委員会の回答は、原案のとおり可決すべきとのことであります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

中野委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第68号議案大分県宿泊税条例の制定についてですが、本案については、関係する商工観光労働企業委員会に合い議をしていることを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

阿部税務課長 資料13ページを御覧ください。

第68号議案大分県宿泊税条例の制定について御説明いたします。大分県宿泊税については、大分県観光振興財源検討会議の報告を受け、パブリックコメントや宿泊事業者意見交換会を踏まえ、制度の詳細を検討してまいりましたが、本定例会に条例案を提出しておりますので、その内容について御説明いたします。

まず、1制定理由についてです。持続可能な観光地域づくりを目指し、地域資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実、戦略的な誘客と県民生活の質の確保との両立、その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、宿泊税

を導入するものでございます。

次に、2大分県宿泊税の仕組みについて御説明いたします。

（1）納税義務者等につきましては、納税義務者は宿泊者とし、課税客体は県内の旅館・ホテル、簡易宿所や民泊施設といった宿泊施設への宿泊行為に対して課税するものとします。

（2）税率につきましては、1人1泊当たりの素泊まり宿泊料金に応じて、段階的に課税することとし、5千円未満が100円、5千円以上2万円未満が200円、2万円以上10万円未満が500円、10万円以上を2千円とします。

（3）徴収の方法につきましては、宿泊施設の経営者を特別徴収義務者とし、当該特別徴収義務者が宿泊者から税を徴収し、県に納入する特別徴収とします。原則、毎月末日までに前月分の税を申告納入することとしています。

（4）課税免除については、学校教育法第1条に規定する学校が実施する修学旅行等や、児童福祉法に規定する保育所等が実施する宿泊を伴う行事を対象とします。

（5）市町村への交付金については、税收から災害等への対応のための積立て、賦課徴収費用を除いた額の7割を交付金として市町村へ交付することとしています。

次に、資料右側の3大分県宿泊税条例の概要について御説明いたします。

本条例は、全21条の構成となっております。まず、第1条から第5条では、さきほど御説明した宿泊税の基本事項や徴収方法を規定しています。第6条以降は、特別徴収義務者や申告納入などの税の手続について規定しています。第16条から第21条では、賦課徴収の準用などについて規定していますが、第16条において、賦課徴収については大分県税務所長に委任することとしております。附則につきましては、施行等に関する事項を定めており、本条例の施行後3年をめどとして、検討と必要に応じた条例制定後の見直しについて規定しています。

最後に、4施行期日については、地方税法第731条第2項の規定による総務大臣の同意を

得た日から起算して1年を超えない範囲において規則で定める日としております。

なお、条例案の骨子につきましては、資料の14ページ以降に添付しておりますので、お時間のある際に御確認いただければと思います。

中野委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。まず、委員の皆様から質疑はございませんか。

高橋委員 前にも聞いたと思うんですが、いわゆる脱税と言ったら悪いんですけども、要するに宿泊者がいるのに帳簿に付けないとか、いろんなことをして税逃れをするという、それに対しての対応は、罰則等を書いているみたいですが、その辺の確認等はどのようにするのか。

阿部税務課長 基本的には申告税目になっておりますので、まず、それを基に納入していただくことになるんですけども、県税事務所で各特別徴収義務者の方の調査を行いまして、実際の申告額と帳簿に記載されているものが一致するか確認を行って、税の逃れがないかとかいうことを確認させていただきます。

高橋委員 はい、分かりました。特に団体でわっと来たりとか、そうすると人数をうまく調整をするじゃないですけども、そういうところに対する今後の対応の仕方ですね。

これからいろいろ課題も出てくると思いますので、そういう検討もよろしくをお願いします。

中野委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中野委員長 委員外議員の方は質疑などありませんか。

猿渡委員外議員 昨日、商工観光労働企業委員会で質疑したときに、今言われたように、申告していただくという話だったんですけども、特に簡易宿所ですね。民泊とか、カプセルホテルとか、ゲストハウスとかをきちんと把握できているのか。そういう議論になったときに、太田副委員長が、宿帳がないところもあるのでかなり難しいと思うとおっしゃいました。今、その帳簿を確認してということと言われたんですが、宿帳がないところもあるというお話の中で、その辺、かなり難しいんじゃないかと思うんで

すが、どのように対応していくのか。

それと、事後に支払いをするという点で、今、旅行代金は事前にカード払いを済ませているケースが多くて、税は、後からチェックアウトのときに現地決済で行うという点での難しさ。人と全く会わずにスマホでやり取りして、自分で鍵を開けてみたいパターンのところも今ありますので、その辺どうなのかということも昨日もちよっと聞いたんですけども、やはり難しい面があるんじゃないかと思うんですね。

そのあたり、どう対応していくのかも、ちょっとお願いいたします。

河室観光政策課長 宿泊者の把握ができていないところがあるのではないかと最初御質疑についてなんですけれども、基本的に旅館業法等では、宿泊者名簿を備えておくことが義務付けられておりますので、そういった意味で、きちんとしていただくものと考えております。

阿部税務課長 今言ったとおりなんですけれども、基本的には旅館業法、若しくは民泊業法で、宿泊者の名簿を作るということはしっかり規定にございますので、まず、それは法令を守っていただかないといけないという認識の下でございます。

それと、さきほど罰則でもありましたとおり、宿泊税法上の罰則でも、きちんとそういう帳簿をつけていないところに対する罰則規定もありますので、そういったものを活用しながら、しっかりと適正に運用されるように努めてまいりたいと思っております。（「チェックアウト時の問題は」と言う者あり）実際、チェックアウト時の問題というのは、スマホで予約をされるということに対する……

猿渡委員外議員 もう全く、チェックインのときにもチェックアウトのときにも、宿泊事業者と対面しないで入れるケースというのができていますよね、そういうシステムが。そういうパターンの宿泊もあるので、そういう際、どうやって徴収するんですかと。対面して支払って帰ればいいけれども、そうでない場合もありますよね。

河室観光政策課長 先行している自治体の例も

聞いておりますけれども、例えば宿泊施設が自分のところのWebサイトの中で予約を受け付けて決済するようなケースの場合ですと、その中で宿泊税も乗せたような形で決済している事例があったりとか、あるいはOTA（Online Travel Agent）の方に宿泊税を乗せて払ったりするケースもあると聞いておりますので、それが全てではないんですけれども、そういうふうにオンライン上で決済をする事例もあると聞いております。

猿渡委員外議員 税は現地決済が基本だという認識なんですけれども、今おっしゃったのは、旅行代金を払うときに、事前に一緒に税金も払うことで可能だという。それは可能なんですか。

阿部税務課長 事前にOTAとかを通じて、旅行者、代理店を通じてまとめてお支払いすることも可能でございます。（「分かりました」と言う者あり）

中野委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中野委員長 ほかに御質疑もないので、これより採決いたします。

なお、本案について、商工観光労働企業委員会の回答は、原案のとおり可決すべきとのことであります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

中野委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第69号議案大分県税条例等の一部改正について、執行部の説明を求めます。

阿部税務課長 資料18ページを御覧ください。

第69号議案大分県税条例等の一部改正について御説明いたします。

1 改正理由にありますとおり、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたことに伴い、大分県税条例等の一部を改正するものです。

2 主な改正内容について御説明します。

（1）ふるさと納税の見直しでございます。これは、ふるさと納税で受けられる寄附金税額

控除が、所得が高い人ほど控除額が大きくなる構造となっていることを踏まえ、住民税特例分の控除額について、現在、個人県民税所得割の2割としている上限を、個人県民税所得割の2割と、給与収入1億円相当の控除額である77万2千円のいずれか低い額とする定額の上限に見直すものでございます。

次に、（2）特定暗号資産取引に係る課税の見直しでございます。ビットコインなどの暗号資産が、決済手段から投資対象にその性質を大きく変化させている状況を踏まえまして、特定暗号資産を譲渡した場合の所得について、給与所得など他の収入と合わせた税率4%の総合課税から、株式譲渡所得などの有価証券取引から生じる所得と同様の税率2%とする申告分離課税を導入するものです。

次に、（3）その他でございますが、個人県民税で講じている税負担軽減措置の適用期限の延長及び引用条項の改正等に伴う規定の整備を行うものです。

3 施行期日については、2（1）及び（3）は令和9年1月1日、2（2）は金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の1月1日としております。

中野委員長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

まず、委員の皆様から質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中野委員長 委員外議員の方は、質疑などありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中野委員長 別に御質疑もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

中野委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第70号議案大分県税特別措置条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

阿部税務課長 資料19ページを御覧ください。

第70号議案大分県税特別措置条例の一部改正について、御説明いたします。

1 改正理由にありますとおり、減収補填制度が適用される場合を規定している省令の一部改正に伴い、大分県税特別措置条例の一部を改正するものです。

2 主な改正内容について御説明します。地域再生法の規定に基づき、本社機能の移転・拡充を行う事業者に対して実施している県税の課税免除又は不均一課税について、その適用期限の延長等を行うもので、(1)にありますとおり、課税免除等の適用のために必要となる整備計画の認定期限を、令和10年3月31日まで2年延長するものです。

このほか(2)のその他にありますとおり、引用条項の改正に伴い、規定の整備を行うこととしております。

3 施行期日については公布の日とし、本年4月1日に遡及適用することとしております。

中野委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

まず、委員の皆様から質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中野委員長 委員外議員の方は質疑などありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中野委員長 別に御質疑もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

中野委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第2号報告大分県税条例等の一部改正について、執行部の説明を求めます。

阿部税務課長 資料20ページを御覧ください。

第2号報告大分県税条例等の一部改正について御説明いたします。

1 改正理由にありますとおり、地方税法等の一部を改正する法律が可決成立し、本年3月31日に公布されたところですが、当該法律中、本年4月1日から施行される規定があることから、専決処分により、当該規定に係る大分県税条例等の一部を改正しましたので、報告するものです。

2 主な改正内容について、御説明します。

(1) 自動車税関係の改正につきましては、アにありますとおり、自動車税の環境性能割を廃止するものです。次に、イにありますとおり、自動車税環境性能割の廃止に伴い、現行の自動車税種別割を自動車税に名称変更するものです。

(2) 軽油引取税の当分の間税率の廃止につきましては、17.1円を上乗せし、1リットル当たり32.1円としていた当分の間税率について廃止するものです。廃止後は、本則税率となり、1リットル当たり15円となります。

(3) その他につきましては、個人県民税、不動産取得税及び自動車税で講じている、税負担軽減措置の適用期限の延長及び引用条項の改正等に伴う規定の整備を行うものです。

3 施行期日は、令和8年4月1日としています。

中野委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

まず、委員の皆様から質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中野委員長 委員外議員の方は、質疑などありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中野委員長 別に御質疑もないので、これより採決いたします。

本報告は、承認すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

中野委員長 御異議がないので、本報告は承認すべきものと決定いたしました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、付託外案件の審査に入ります。

議長から回付されている陳情1件について、執行部の意見を求めます。

安部学事・私学振興課長 説明資料21ページを御覧ください。

本陳情は、高等学校における平和教育及び修学旅行・校外学習について、特定の見解に偏ら

ないよう、政治的中立性、適正性、安全性の確保に向けた確認と実態把握を求めるものです。

学校における校外活動の安全確保の徹底等につきましては、本年4月の文部科学省通知を県内全ての私立学校に発出しまして、学校保健安全法に基づき各学校に作成が義務付けられております危機管理マニュアルの点検・改定を含めた安全確保の徹底のほか、児童生徒及び保護者に対する十分な説明を含めた旅行・集団宿泊的行事における留意点を改めて伝達することで、校外活動の安全確保や、適切な教育活動の実施について、改めて確認を求めたところでございます。

なお、修学旅行や平和学習につきましては、これまで記録の確認は行っていないんですが、児童生徒や保護者、教職員等から、政治的中立性や安全確保についての懸念の声でありますとか、そういった事実はございません。

私立学校法や教育基本法において、私立学校はその自主性を重んじることでとされていることから、このことについての調査の予定はございませんが、今後、もし懸念が残る事例に係る情報がこちらに入りましたら、私立学校法に基づく立入検査等で適宜対応していきたいと考えております。

中野委員長 以上で説明は終わりました。

この陳情について、委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中野委員長 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

猿渡委員外議員 質疑ではなくて、意見なんですけれども、安全性を確保するということはもう当然のことで、大事な問題です。そこは、本当に命を守るという点で重視しなければならぬことです。

しかし、それと、今回、辺野古沖でのボートでの事故を受けて、文部科学省の対応について私はちょっと疑問があります。特定の政党支持を呼び掛けるものでもありませんし、いろいろな立場の意見や考え方を学習していくことは、有権者としての公教育として大事だと私は考え

ています。意見です。

中野委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中野委員長 ほかに質疑もないようなので、以上で付託外案件の審査を終わります。

次に、県内所管事務調査のまとめを行います。

執行部の説明を求めます。

渡部行政企画課長 資料の22ページをお願いいたします。

県内所管事務調査につきましては、中野委員長をはじめ委員の皆様方に、振興局や県税事務所をはじめ、また、施策を展開する現地に足を運んでいただきまして、延べ6日間にわたる調査をしていただき、ありがとうございました。

その中で、人口減少などを背景とした市町村との連携や支援の在り方、また県税事務所のキャッシュレス収納や収入未済への対応など、様々な御意見をいただいたところでございます。

冒頭、若林部長も申し上げましたが、いただいた御意見で対応が必要なものにつきましては、本庁各課と連携しまして、地方機関とともに対応していきたいと考えておりますので、引き続きの御指導をよろしくお願いいたします。

中野委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。まず、委員の皆様から、質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中野委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中野委員長 5月11日に始まった県内所管事務調査ですけども、総務部関係の皆様には大変お世話になりました。ありがとうございました。

では、別に御質疑もないようですので、これで県内所管事務調査のまとめを終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中野委員長 私の方からちょっと1点、よろしいでしょうか。

先日、清田議員の一般質問がありました。持続可能な県政運営についてという項目の中で、県たばこ税について質問をされておりました。

令和6年度の決算額として13億円を超える歳入があるということで、非常に大きな財源であると思います。

今、職員の喫煙環境についてどのようになっているのかについて、お尋ねしたいと思います。

難波人事課長 今、お尋ねのありました職員の喫煙環境についてでございます。

まず初めに、法律上のお話からさせていただきますと、いわゆる健康増進法におきまして、令和元年の7月から、行政機関の庁舎におきましては、原則、敷地内禁煙ということになってございます。

ただ、本県でも、職員の中でも1割弱、喫煙者の方もいます。そういった実情も踏まえまして、健康増進法の敷地内禁煙の例外としまして、特定喫煙場所というところでは吸ってもよいという規定がございます。

具体的には、きちんと喫煙場所として区画をされていることと、そこが喫煙場所であるということが明示されていること、そして、外部の方をはじめ一般の施設の利用者の方が立入りにくい場所であること、こういう要件を満たしたところであれば、例外的に敷地内であっても喫煙場所として設置しても良いことになっています。

県庁舎本館、新館と別館、それぞれに1か所ずつ、屋上にはなるんですけれども喫煙場所を設置しておりまして、職員にはそちらの方で喫煙をお願いしている状況でございます。

また、新館のそばにも1か所喫煙場所がありますけれども、そちらの方は来庁者向けの喫煙場所ということで、職員向けの喫煙場所とは別に設置させていただいていると、そのようなことで分煙をやっている状況でございます。

中野委員長 説明ありがとうございました。

今、新館の方が来庁者向けの喫煙場所ということでお話がございましたけれども、職員の方がそこで喫煙をするのも見られて、ちょっと情報が入ったということで、こういった話をさせてもらったんですけれども、やっぱり働きやすい環境整備とか職員の福利厚生の方から、きちんと分煙環境を整えるということについても、

しっかり取り組んでいただきたいと思います。

今日、森委員がいらっしゃいますけれども、3年前、文教警察委員会と一緒にさせていただいて、各警察署の分煙関係について取り組むように指摘をされたこともございました。

総務省自治税務局長通知も発出されておりますので、この旨についてしっかり取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

ほかにありませんか。

猿渡委員外議員 1点すみません。職員の働く環境なんですけれども、今、5月でも非常に暑くなりまして、30度を超える日があったりしますが、冷房は何月から何月まで使用しているのでしょうか。

難波人事課長 基本的には6月以降ということにはなっておりまして、今でも温度等が高めの日を中心に、大体20何度だったかな、具体的な温度は、所管が会計管理局の方になるんで、すみませんちょっと覚えていないんですけれども、今、日中は大体運転している日が多い状況です。

それ以前でも、ちょっと気温が高い、湿度が高いとかいうことで、不快指数が高めになっているときには、時折、期間外ではあっても柔軟に運転をしたりというようなこともやって、しっかり熱中症とか、そういったことにならないように、対応をしているというところでございます。

猿渡委員外議員 秋は10月までですか。

いいんですけれども、だから、期間外であっても、柔軟にやっぱり働く環境を整えていただきたいと思います。

管理する委託業者の期間が長くなると、経費もかさんだり、今、いろいろな物資も値上がりしていますので、これ、ちょっと担当する所属が違ふかと思うんですけれども、やはり管理に支障を来さないような委託の仕方、経費などについても見直す時期に来ているんじゃないかと思っておりますので、この辺も含めて関係の担当と連携してお願いします。

中野委員長 意見ということでよろしいですか

ね。（「はい」と言う者あり）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中野委員長 ほかにないので、これをもちまして、総務部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

ここで、暫時、休憩します。

午後２時４２分休憩

午後２時４７分再開

中野委員長 これより、企画振興部関係の審査に入ります。

なお、本日は嶋委員が欠席です。また、本日は、委員外議員として猿渡議員、穴見議員に出席いただいております。

初めに、本日審査いただく案件について、上城企画振興部長から概括的な説明をいただきます。

上城企画振興部長 中野委員長をはじめ、委員の皆様におかれては、日頃から格別の御高配をいただき、誠にありがとうございます。

冒頭、私の方から概括的に説明をさせていただきます。

今回、付託案件が一つございまして、第７１号議案美術品の取得については、国指定重要文化財ということで、A氏所有の歳寒三友雙鶴図（さいかんさんゆうそうかくず）というものについて、この取得に係る審査をお願いするものです。

次に、５月１１日から２９日にかけて実施された県内所管事務調査では、地域未来創造総合補助金等を使って支援をしました日田ブループリント会議や、中津市の北部校区青少年健全育成協議会など、多くの団体・施設等の取組を調査していただき、貴重な御意見・御指導をいただきました。

今日は、その中から、地域の芸術文化の次世代への継承ということで、由布市のNPO法人アートストックの取組と絡めて、大分県文化創造戦略、あるいはその位置付けなどについて、後ほど詳しく説明させていただきます。

それと、諸般の報告として、一つはハーモニ

ーランドエンタメリゾート化への支援の今の状況と、国際自転車ロードレースのツール・ド・九州の今年度の取組、ホーバークラフトの現時点での取組状況、最後に、おおいた地域交通ビジョン２０２６の素案、以上４件について御報告をさせていただきます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長の方から説明しますので、よろしくお願いします。

中野委員長 それでは、議案審査に入ります。

まず、第７１号議案美術品の取得について、執行部の説明を求めます。

角淵芸術文化振興課長 それでは、資料２ページを御覧ください。

第７１号議案美術品の取得について御説明します。今回、取得予定の美術品は、本県出身の南画家、田能村竹田が、天保２年（１８３１年）に制作した歳寒三友雙鶴図１点です。竹田の晩年期の花鳥画として唯一の国指定重要文化財であり、取得予定金額は１億８００万円です。

この作品は、平成７年に当時の芸術会館に寄託されて以降、竹田を代表する作品の一つとして、長年にわたり購入候補に位置付けられてきたものです。

この度、作品を相続されたA氏から県に売却の打診があり、郷土の宝である本作品の県外流出を確実に防ぐべく、作品取得の適否を審査する収集委員会、適正な購入価格を審査する評価委員会を経て、取得議案を提出したところです。

取得についての考え方としては、主に３点ございます。

第１に、本県が所有することで、寄託に伴う制約を受けることなく、美術館の判断のもと、コレクション展等の目玉作品として、積極的に活用できることです。

第２に、重要文化財を所蔵することで、県立美術館の社会的評価が高まり、他館から貴重な作品を借りやすくなるなど、展覧会全体の質が向上することです。

第３に、全国的に人気の高い田能村竹田作品を中心とした他館との交流展や巡回展の実施が可能となり、本県文化の魅力を県内外へ広く発信できることです。

なお、本作品の取得財源については、大分県美術品取得基金を活用したいと考えております。

中野委員長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

まず、委員の皆様から質疑はございませんか。

高橋委員 別に異議があるわけではないんですが、この取得予定金額ですね、田能村竹田という有名な画家の人の年季が入った作品というのか。どういう基準でこういうのが決まっていくのかなという。いつもそういうのがよく分からないんですが。

角淵芸術文化振興課長 この取得の金額の決め方ですけども、金額を判断する評価委員会というのを設置しておりまして、公立の美術館の学芸課長だとか、元大学教授、画廊関係者ら8名で構成されております。

その方々に適正な金額を判断していただいて、今回については4名の委員の平均額で定めております。それを基に所有者と交渉しているというところでございます。

高橋委員 分かりました。平均ということは、高く評価する人もいれば、ちょっと低めの人もいて、その真ん中を取っているということですね。それが、この1億何ぼということ、分かりました。

中野委員長 よろしいですか。（「はい」と言う者あり）

ほかにありませんか。

今吉副委員長 この取得している方は大分県にいますか。

角淵芸術文化振興課長 議案にも書かせていただいておりますけれども、住所は愛知県でございます。

今吉副委員長 そうすると、県はもうその作品を預かっていたんですかね。

角淵芸術文化振興課長 平成7年に寄託を受けておりまして、ずっと県としては預かっておりました。今回、所有者が売却したいという意向でございましたので、購入することに至ったところでございます。

今吉副委員長 この人はいくらで買ったんやろうか。

角淵芸術文化振興課長 この方が購入した金額については把握しておりませんが、もともこの方のおじいさんが有名なコレクターで、県の方に100点以上の作品をいただいております。今回、相続した1点を購入するということに至ったということでございます。（「分かりました」と言う者あり）

三浦委員 ちょっと基本的な質疑。美術館に作品を預けているわけですよね。この間は、預かっている方からお金をもらうとかしてるんですか。

角淵芸術文化振興課長 預かり料とかは頂いておりません。こちらとしては、預かったものを今度コレクション展等で展覧会に出せますので、お互いにウィン・ウィンということで、預かり料とかは徴収しておりません。

三浦委員 そこはただということね。出すときもただだけれども、預かりもお金もらわんということ。日本画の維持管理、難しいけんですね。預けたらただやったら、それの方がかえっていいぐらいやからと思ったけれども。

分かりました。ありがとうございます。

中野委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中野委員長 私から1点だけ質疑をさせていただきます。今回の取得の財源が、大分県美術品取得基金ということでございますけれども、この基金の現在の残高がどれぐらいあるのか、もし分かれば教えていただきたいと思います。

角淵芸術文化振興課長 この基金の残高ですけども、令和7年度末で4億8,226万円でございます。

この基金は、現金部分と美術品部分、二つの種類で構成されております。ちなみに、昨年の3月の補正予算の際に、基金が持っている美術品を1億2千万円分、一般会計に買戻しをしまして、現金の残高を2億2,872万円としたところでございます。

今回、1億800万円で承認をいただけたら、現金部分が1億800万円減って、残高が1億2,072万円、それ相当額の美術品が増えて、残高自体は令和7年度末と変わらず4

億8, 226万円ということになります。

中野委員長 ありがとうございました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中野委員長 委員外議員の方は、質疑などありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中野委員長 ほかに御質疑もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

中野委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、県内所管事務調査のまとめを行います。執行部の説明を求めます。

角淵芸術文化振興課長 資料3ページをお開きください。

地域の芸術文化の次世代への継承について説明いたします。本県におきましては、地域の芸術文化を継承することは、活力ある地域社会の形成に不可欠であり、文化の香り高いふるさと大分を創造する上での重要な柱として、様々な施策を展開しております。

昨年度に改訂した大分県文化創造戦略では、四つの重点戦略を掲げ、各種事業を推進しているところです。具体的な取組として、上段に掲げておりますが、一つ目の鑑賞機会の充実では、県立美術館での多彩な展覧会や総合文化センターでの講演などを開催しており、二つ目の芸術文化活動への支援では、芸術文化団体等による創作発表など、多様な活動を支援しております。三つ目の芸術文化の担い手育成では、こどもたちを県立美術館や総合文化センターへ招待する事業を実施しており、四つ目の他分野連携と地域活性化では、福祉施設でのアートの活用や、総合補助金を活用した地域文化資源の保存・活用に向けた取組への支援を行っております。

この度の県内所管事務調査で御視察いただきましたNPO法人由布院アートのストックの取組は、この四つの重点戦略全てに通じるものでご

ざいまして、地域における芸術文化を次世代へ継承していく優れた事例の一つであります。

御案内のとおり、東勝吉氏は、長く木こりを生業とされ、78歳で老人ホームに入所された後、83歳から本格的に絵筆を握りました。99歳で永眠するまでに遺された100点余りの水彩画は、山での経験から生み出された独特の感性と色使いが特徴であり、東京都美術館や岡山県芸術祭などでも取り上げられ、高い評価を得ております。

地元由布市では、由布院アートのストックが、東氏の足跡にちなみ、応募資格を83歳以上に限定した東勝吉賞公募展、陽はまた昇るを平成23年から隔年で開催しており、昨年度の第8回公募展では、国外からも応募がありました。こうした地域の芸術に光を当てるべく、県立美術館では、由布市との共催で、8月31日までの間、過去最大規模となる65点もの作品を特集展示しております。

また、この展覧会に併せまして、県の総合補助金を活用して、由布院の小中学生を招待する鑑賞会を実施しており、昨日は、由布院小学校の6年生60名を対象に、学芸員による作品解説や対話型鑑賞を行い、こどもたちの豊かな感性を育み、芸術文化への関心を高める機会を提供したところです。

県といたしましては、こうした取組を通じて、本県の豊かな芸術文化を次世代へと継承してまいります。

中野委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

まず、委員の皆様から質疑はございませんか。

高橋委員 地域の芸術文化の継承ということで、とても素晴らしいことだと思いますし、作品もじかに見せてもらいましたけれども、非常に芸術的な価値も高いんじゃないかなと思われる、素晴らしい作品ばかりでした。

最後の小中学生対象の鑑賞会、主に地元ということで、由布市の小中学校だと思うんですが、何かの機会にこれを広げていくような予定とか、今後のことになると思うんですが、今回、どの程度の評判があるかにも関わってくると思うん

ですけれども、何かそういう予定はありますか。
角渚芸術文化振興課長 まず、全体的なお話として、小中学生はこの展覧会は無料で鑑賞していただけます。

それから、美術館の方から各市町村の教育委員会に、東勝吉展をやっていることを周知している状況でございます。

中野委員長 よろしいですか。（「はい」と言う者あり）

ほかにありませんか。

今吉副委員長 小中学生は、由布院以外からも来ていいのでしょうか。そこはどうなんですか。

角渚芸術文化振興課長 由布院以外の方も、見ていただく分には小中学生は無料で見ていただけます。ただ、今回のような学芸員による対話型鑑賞というところは、ちょっとそこまでは対応できていないという状況です。（「分かりました」と言う者あり）

中野委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中野委員長 委員外議員から質疑などはありませんか。

猿渡委員外議員 アルゲリッチハウスが県立になり、週1回のフィルムコンサートもするということで、また、伊藤京子先生がピノキオコンサートをずっとやって各地を巡っていらっしゃって、人間性を育てるという点で非常に努力をされているし、今後、さらに期待しているところです。

そういう中で、野上弥生子さんがアルプスの少女ハイジの物語を日本で初めて日本語に翻訳された方だということで、その点が余り広く知られていないと思うんです。こどもたちも野上弥生子さんに親しみを持って読むきっかけになるのではないかなという思いもあります。

今後、何かの機会にそういうことを広げていくとか、赤毛の안의プリンスエドワード島と大分県との連携がありますけれども、モンゴメリの作品と、野上弥生子さんの作品は非常に共通するものがあると思います。

そういう面でも、何かいかせないかなという思いがあるんですね。今後、是非、そういうこ

とを含めて考えていただけると有り難いと思いますが、何かありますでしょうか。

角渚芸術文化振興課長 アルゲリッチハウスでの活動ということでよろしいでしょうか。

猿渡委員外議員 いや、野上弥生子さんの関係で。

上城企画振興部長 すみません、ありがとうございます。もちろん、野上弥生子さんは本県が誇る先達であります。さきほど言われた赤毛のアンに関しては、昨年、プリンスエドワードアイランド州のロブ・ランツ首相が玖珠町までいらしたということで、いろんな縁を通じて、大分県の持っている文化だとか、そういう郷土の先達をこどもたちに広く伝えるチャレンジをずっと続けていきたいと思います。

今、猿渡委員外議員がおっしゃったことも含めて、いろんな機会を捉えてやっていきたいと思っていますので、是非、応援をいただければと思います。（「ありがとうございます」と言う者あり）

中野委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中野委員長 ほかに御質疑もありませんので、これで県内調査のまとめを終わります。企画振興部の皆さんにおかれては、5月11日からの県内所管事務調査で大変お世話になりました。ありがとうございました。

次に、執行部から報告の申出がありますので、これを許します。

まず、①の説明をお願いします。

十部政策企画課長 ハーモニーランドエンタメリゾート化の支援について御報告いたします。

資料4ページをお開きください。

県では、ハーモニーランドのエンタメリゾート化を支援するため、県庁関係部局、日出町、杵築市で構成する支援プロジェクトチームを設置しております。

2 対応分野②交通対策を御覧ください。

現在、ハーモニーランド周辺の渋滞対策について検討しております。渋滞の主な要因としては、開園前後の来園者が集中することによる入場待ち車両の滞留や、繁忙期における駐車場の

満車によるものと認識しております。

まず、入場待ち車両の滞留対策でございます。これまでは、係員による手作業での駐車券の発券を行ってきましたが、入場ゲートにおいて、車のナンバープレートをカメラで読み取る機械を導入しまして、駐車券を受け取ることなく入場できる仕組みに変更する予定でございます。今回の改修工事は、県営都市公園利用者の利便性向上のため、サンリオエンターテイメントが公園の指定管理者として実施するものですが、国道10号線の渋滞緩和にも資する公共性の高い施策として期待できるものです。そのため、今回の補正予算案で御審査をお願いしております。

次に、繁忙期における駐車場の確保対策です。現在、杵築市、日出町、ハーモニーランド、県東部振興局が連携し、JR杵築駅の隣接地等を駐車場用地として確保できるよう調整しているところでございます。

資料下段の3当面の取組を御覧ください。先週金曜日の県議会政策勉強会においても、小巻社長から御説明がありましたが、今月15日にサンリオエンターテイメントから新規開発エリアの土地取得や、県産県消プロジェクトの新たな計画など、エンタメリゾート構想に関する進捗が発表されました。

県といたしましては、引き続きリゾート構想の進捗を注視するとともに、日出町、杵築市とも連携しながら、必要な方策について検討を進めてまいります。

中野委員長 ただいまの報告について、質疑などはありませんか。

今吉副委員長 この前、小巻社長から説明を受けたんですけれども、もう土地を全部取得し終わったんですか。

十部政策企画課長 土地については、我々も正直、まだ聞いておりません。隣接地というふうに説明を受けているのみでして、すみません、詳細は把握しておりません。

今吉副委員長 それをサンリオエンターテイメント社が全部買うわけでしょう。買って、全部また新たなホテルを造るとか、また再度の発表

があるんでしょうかね。

十部政策企画課長 恐らくサンリオエンターテインメント側で、今後、発表等もあるかとは思いますが、現時点ではまだ我々もつかんでいない状況でございます。

高橋委員 交通渋滞の問題で、入場ゲートのナンバー読み取り式で、駐車券は不要ということなんですけれども、そういうところが全国各地で増えているのかどうか。

それから、課題とか問題点はないかですね。ナンバー読み取り方式による不正とか、あるいはナンバーが読み取れずに、出るときに今度は困ると。入ったはいいけれども、出れないというような事態が起きないのかどうか。

それから、入場ゲートが1か所ということで、結局、そこに車が集中するわけで、やるんなら何箇所かに分けて、ここが駄目ならこっちから入れるよっていうふうにしないと、多分、結局は若干スピードが速くなっただけで、わっとながるような気がしてならないのですけれども。

それから、臨時駐車場の確保ということで、平日に人が来ないときの駐車場の管理とか費用とか、そんなものはどういうふうに考えているのか、4点。

十部政策企画課長 まず、読み取り式の駐車場ということで、結構全国的にも大きなショッピングモールとか、県庁のそばの駐車場も実はそういうのも今出てきておりますので、かなり全国的には増えてきていると認識しております。

詳細については、土木建築部で所管しておりますので、土木建築部の所管事項にはなるんですけれども、まず、入場するゲートのところは基本的にバーとかありません。普通に時速20キロメートル程度で入場していただいて、そこでカメラでナンバーを読み取るということで、かなりスムーズに入っていけるというふうに我々としては思っております。

出るときですけれども、事前の精算機を、いわゆる駐車場の出口以外のところにもいくつか配置をする予定でして、そこに自分の車両のナンバーを入れれば、それで、ある程度カメラで特定して、車両が認識されます。

もし、事前精算機を使わずに出ようとしたら、出口にバーがありますので、そこでまた払っていただく。事前精算している方は、もうバーが上がっているのです、そのままぱっと出れるというふうな仕組みでございますので、余り不正とかそういうところは大丈夫かなというふうに我々としては認識しております。

今のところ、出口が2か所できると土木建築部から聞いていますので、ある程度、渋滞の緩和はなされるのかなと認識しております。

次に、駐車場の用地でございますが、これは今、調整中でございます、御意見等も踏まえて、どういう形ですのかは、また調整をしていきたいと考えております。（「臨時駐車場についてはどうですか」と言う者あり）

そうですね、臨時駐車場も含めて調整をしているところですので、よろしくお願いいたします。

高橋委員 ありがとうございます。若干、楽観的な見通しで、本当に大丈夫ですかという感じがしないでもないんですけれども、そこら辺はまたおいおい、土木建築部とか、そういう各関係課と調整をしながらできるようにお願いいたします。

今吉副委員長 さっきの土地取得の件ですけれども、現状は、県の指定管理で県有地なんですよ。今度、周りを全部買い占めて、最後に県も土地を売るんでしょうか。

十部政策企画課長 おっしゃるとおり、現在はサンリオエンターテインメント社に指定管理業務を出している状況でございます。

それに、この前、サンリオから御説明があったのは、その隣接地をサンリオが購入するということです。ただ、場所は我々もちょっと把握はしていないんですけれども、県有地以外で当然、サンリオが購入するというのを我々は聞いています。

今吉副委員長 万が一、どんどん収入が上がり出したら、県有地も売ってくれってということはないのか。

十部政策企画課長 そうですね、そこはちょっとまだ、今時点では何とも申し上げられないん

ですけれども、いずれにしても、サンリオを含め、県庁の関係部局とか、いろんなところと連携をして当たっていきたいというふうに思っておりますが、すみません、今時点では何とも言えない状況です。

中野委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中野委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中野委員長 ほかに御質疑もないので、次に②の説明をお願いします。

佐藤スポーツ振興課長 資料の5ページを御覧ください。

国際自転車ロードレース、ツール・ド・九州について説明させていただきます。

まず、資料の左上、今年度の2026大会についてです。今年で4回目となる大分ステージは、10月11日日曜日に熊本県との共同開催となり、豊後大野市役所前をスタートし、原尻の滝、竹田城下町、久住高原などの観光名所を通過した後、南阿蘇村役場でフィニッシュするラインレースとなっています。おおいた豊後大野ジオパークや祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク、阿蘇くじゅう国立公園など、雄大な自然を世界に発信できるコースを設定しました。

また、大会当日は、にぎわいを創出できるよう、コース沿線でテントサウナを体験しながらレースを観戦できるポイントの設置や、竹田城下町の街並みをいかし、甲冑武者や着物に身を包んだ観戦者が選手を迎える企画も進めているところです。

出場するチームについても、本県のプロサイクルチームであるスパークルおおいたの4大会連続出場が決定しておりまして、地元チームとして、レースでの奮闘が期待されます。

最後に、2027大会でございます。本県への経済効果も大きく、地域の活性化やサイクルスポーツの振興に大きく寄与する大会であることから、第5回大会についても引き続き本県での開催に向け、大会事務局に申請しているところでございます。なお、具体的な日程など詳細

につきましては、今後、大会事務局等と協議を進め、今年の１０月頃に決定する見込みでございます。

中野委員長 ただいまの報告について、質疑などはありませんか。

三浦委員 質疑じゃないんですが、ちょっと私の立場で言うのもあれだけど、どうしても言うてくれと言われるんで。まず、スパークルおおいを選んでいたいてありがとうございますというのが一つと、逆にもう一つ、おい、スパークル出して大丈夫かいと、こういう声があるのが事実です。是非、その辺を考えていただければと思います。

佐藤スポーツ振興課長 しっかり、その旨、黒枝監督にお伝えするとともに、昨年は結構、大分ステージで終盤、優勝争いに絡む選手もいましたので、頑張るように伝えたいと思います。

三浦委員 我々が言うよりも、県が言った方がびしっと響くと思いますんで、よろしくをお願いします。

中野委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中野委員長 委員外議員の方は質疑などありませんか。

穴見委員外議員 すみません、ちょっと１点だけ。屋外イベントなんで、どこまでどうできるのかはちょっと私も分からないんですが、過去の大会で、大分県内の来場者数とか経済波及効果とかって測れるものなのか。測れるのであれば、どういうふうに移しているのか、分かる範囲で教えていただけたらと思います。

佐藤スポーツ振興課長 まず、来場者数ですが、これは実際に人数をカウントしております。カウントの仕方については、スタート、ゴール地点についてはある程度カウントできるんですが、コースの沿線の観戦者、これについては、実際に生中継されていますので、それで大会事務局の方が人数をカウントしている形でございます。

去年の大分・宮崎ステージについては、宮崎と合わせて県内外から約４万４千人の来場者に来ていただきました。

経済波及効果の数字についてなんですけれども、申し訳ありません、ちょっと私、今、頭の中に入っていないので、後ほど提出させていただきたいと思います。（「後で大丈夫です」と言う者あり）

中野委員長 ではまた時間があるときに教えてください。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中野委員長 ほかに御質疑もないので、次に③の説明をお願いします。

幸野交通政策企画課長 資料の６ページを御覧ください。

空港アクセス改善事業の現在の取組状況について報告させていただきます。

まず、１運航関係ですが、今月２日に運航業者より、別府湾の夜間周遊事業の開始が発表され、先週１８日にはマスコミ向け試乗会の実施、翌１９日から運航が開始されました。今後、毎週金曜日の１９時４５分から３０分間、週１便で運航されます。運航開始日は、あいにくの雨でしたけども、前日のマスコミ向け試乗会では、別府湾の美しい夜景が参加者に大変好評であり、運航事業者も手応えを感じているとのことでありました。

県としましても、５月の空港周遊便の開始、６月の夜間周遊便の開始と、計画的かつ着実に事業を拡大しているものと認識しておりますが、空港アクセス便の夜間航行の開始に向けた国との手続も順調に進められていると聞いております。定期就航１年を迎えるこの夏の開始を目指しているということでございます。

こうした取組を進め、現時点では、空港アクセス便が週７０便、周遊便が週４便となつたところでございます。今後、空港アクセス便の夜間運航が開始されれば、さらなる増便も予定されていると考えております。

引き続き、周遊便によるホーバークラフトの認知度の向上や収益確保の効果も活用しながら、本事業の目的である空港アクセス改善効果を最大限発揮できるよう、取組を進めてまいります。

次に、２にぎわいづくりでございます。まず

運航事業者の取組でございますが、4月下旬に、相対的に利用の少ない女性客を増やすため、ホーバーケーキ女子会と銘打ちましたイベントを開催し、好評を得たとのこと。また、今月からは、若者を中心に人気のV t u b e r 白銀ノエルさんとのコラボ企画が開始されました。大分市に縁の深いノエルさんとのコラボにより、ホーバークラフトのさらなる認知度向上が期待されると考えております。

その他、民間が発意をした取組としまして、5月下旬には、大分青年会議所主催のイベントなどが2週にわたって開催され、それぞれに2千人から3千人が参加するなど、大きなにぎわいを見せたと聞いております。

こうした、西大分エリアのにぎわい創出につながる民間活力をいかした取組が広がるよう、県としてもしっかりと後押ししてまいります。

引き続き、県民の貴重な財産であるホーバークラフトとターミナルの認知度向上を進めながら、大分空港へのアクセス改善に取り組んでまいります。

中野委員長 ただいまの報告について、質疑などはありませんか。

三浦委員 ホーバーのこの件で聞きたいんですが、ニュースで夜間の周遊をやったというのを聞いたときに、私思ったんですけれども、我々が求めているのは、さっき言われたように、空港とのアクセスなんですよね。やっぱり夜、走っていないから不便でしょうがないので、夜に周遊できるんやったら、早く空港とのアクセス改善をしてほしいと思ったんですが、何が引っかかっていて、できないんですか。夜に周遊はできるんでしょう。何で行ったり来たりができたのかなという疑問です。教えてください。

幸野交通政策企画課長 夜間の運航に関しましては、夜間航行解除の国の了解が必要になっていきます。昼間の運航もそうだったんですけれども、周遊を先にして、それから空港までの長距離の定期便にするという、段階的な手順で進めてまいりました。

夜間の航行も、夜間の空港アクセスを最終的な目標にしながら、まずはその手前の周遊から

許可を取る。別々の許可になっておりまして、不定期航路と定期航路という区別がございます。なので、先に周遊の方から始めて、段階的に定期航路の方に進めていくという、今、そういった手順でやっております。

三浦委員 要は、定期航路の方がハードルが高いということですか。

幸野交通政策企画課長 はい。そういう認識で、運航事業者は国と協議をしながら進めているということでございます。（「分かりました。ありがとうございます」と言う者あり）

森委員 にぎわいづくりとかイベントとかで、ホーバーターミナル自体には私もこの前行ったんですけれども、確かにお客様はいらして、12時発の便で平日の火曜日だったんですけれども、ホーバーに乗っているのは私を含めて4人でした。ただし、ターミナルには人がいました。それはそれで感想だったんですけれども、ホーバータクシーについては、昨年の12月から運用されていて、私もたまたま乗ったんですけれども、乗り合いで知らない人と3人で乗って、200円ずつ払って600円。タクシース事業者の方からも聞いたんですけれども、この制度は、いわゆるシャトルバスよりも適時乗れるし、非常に便利もいいし、とてもいいですよと言っていたんです。ただ、今のイベントとか、そういうものにも大分駅からの行き来で使えるのか、夜間の周遊についても、大分駅からの往復で使えるのか。

加えて、今、月にどれぐらいのホーバータクシーの利用者がいるのか教えてください。

幸野交通政策企画課長 ホーバータクシーでございますが、昨年の実証事業で手応えを感じて、今年から本格運航ということになっております。今、実際ですね、駅の南口から西大分ホーバーターミナルまでの間の定期運行に合わせた運行を原則として進めていますので、イベントを実施する場合の不規則的なものには対応していないところです。あくまで、空港のアクセスの改善で、要は、空港まで進むホーバークラフトの運航の補助として、ホーバータクシーの当初の目的をそうしていますので、それに対して対応

をしています。

実際、片道、空港まで行ったんですけども、帰りが天候等によって欠航になったりするような場合がございます。そうした場合は、車を西大分ターミナルの方に置いてしまっているような状況があって、その車を取りに行くというようなニーズはあると考えておりまして、それは今度、欠航になった証明を、例えばアプリなんかを見せれば、そのホーバータクシーの利用ができるというふうに、この6月から運行をちょっと変えてやるようにしています。

ですので、定時で運行するホーバータクシー、プラス、車を停めて取りに行く、そういったニーズのホーバータクシーということで、今進めているところでございます。

それから、ホーバータクシーの今の利用状況なんですけれども、利用人数というのはちょっと正確には出ないんですけども、今の制度としては、相乗りの方式を採っています。その相乗りの率は約7割。乗った方の約7割が相乗りをしている状況です。

ホーバークラフトに乗船するためにホーバータクシーを利用している方は約3割。現時点までの実績で言えば、そういった状況になっています。

森委員 平日の12時の便に乗ったときに、相乗りで行った3人プラス1人しかホーバークラフトに乗っていなかった。それが今の実態なのかなというのと、ただし、ホーバーターミナルにはお客さんはたくさんいました。

駅からのアクセスが課題という中で、そういったにぎわいを作るという意味では、ホーバータクシーもありなのかな。ただし、タクシー協会なり、その会社なりが大体、通常メーターでは2千円ちょっとかかっているとして、600円との差額分を事後に請求して精算するということなんでしょうけれども、多分、それを知らない人がたくさんいるんだろうなというふうに思ったのと、実はチェック機能があまり働いていないと、私、実際に乗って思いました。なので、中途半端にやるよりは、しっかりPRをするべきではないかなというふうに思いますし、

イベントなりで利用していただくっていうのもありなんじゃないか。

ただし、いろんなことが考えられると思うんですよ。チェックの仕方とかも含めてですね。その辺は課題として、今後、検討していただければなというふうに。私自身は、非常に便利がよかった。行きはこれを使わせていただいて、帰りはバスで帰りました。すみません。（笑う者あり）

幸野交通政策企画課長 ホーバータクシーを御利用いただき、ありがとうございます。我々も、このホーバータクシーの制度は、なかなか他の地域でやっているような事例もなく、試行錯誤の中、いろんな方の協力を得てスタートした事業であります。なかなか仕組みが分かりづらいというところもあり、森委員がおっしゃったように、認知度が足りないというのは、我々の課題だと思っています。

せっかくのいい取組だと思いますし、ホーバークラフトと同じように、大分の観光の一つのツールとして理解してもらえよう、我々もしっかり考えて取り組んでいきたいと考えております。どうもありがとうございます。

森委員 私が宣伝するのもあれですけども、実は、11時35分発ということで、それぐらいの時間に行けばいいのかなと思って、10分ぐらい前に立っていたら、タクシーが来てくれるんですよね。別にホーバータクシーという名前の付いたタクシーはない。どの個人タクシーでも、どの会社のタクシーでもあそこに3人ぐらい並んでいれば停まってくれるんですね。実は、定時より随分前でも止まってくれて、ホーバーですかっていうことで、隣の人、その隣の人も一緒に乗るっていう面白い仕組みだなと思いましたし、やり方によってはすごく便利だと思いましたので、その感想だけ申し添えました。ありがとうございました。

中野委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中野委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中野委員長 ほかに御質疑もないので、次に④の説明をお願いします。

松垣地域交通・物流対策室長 おおいた地域交通ビジョン2026の素案について御説明します。

資料7ページを御覧ください。

現行の計画が9月に終期を迎えるため、現在策定中の新たな計画について、まず、今後のスケジュールを説明いたします。

本日の報告の後、7月9日に開催する協議会で交通事業者、市町村などと協議を行い、その後1か月ほどパブリックコメントを実施します。8月下旬にも協議会を開催して最終案を協議し、国に提出・公表する予定です。

次に、8ページからの概要版で、素案の内容を説明いたします。

まず、策定の趣旨ですが、自家用車での移動が困難な人々にとって、地域公共交通は生活を支える重要な移動手段であり、必要な場所へ自由に移動し、社会参加できる環境を確保するために、欠かすことのできない社会的セーフティネットとなっています。また、観光振興や地域経済の活性化にも貢献しています。一方で、運転手不足や路線バスの減便・廃止により、交通空白とされる地域が生じています。

こうした社会情勢を踏まえ、本県が目指すべき地域交通の姿と施策の方向性を広く示すため、新たな計画を策定するものです。対象区域は県内全域、計画期間は5年間としています。

9ページの左側には、利用者、事業者、自治体の三つの視点から現状をまとめており、運行便数や乗継ぎの手間などにより、自家用車利用に比べ総移動時間が長い傾向にあること、担い手確保が急務であることなどを課題として整理しています。右側には、目指すべき姿として、マイカーに頼りすぎず、誰もが安心してスマートに移動できる大分県を掲げ、その実現に向け、三つの基本方針と九つの重点施策を整理しています。

基本方針1は、住み慣れたまちの交通空白解消へとし、交通事業者や市町村が提供してきた交通サービスの水準を維持するとともに、地域

の輸送資源のフル活用等により、交通空白の解消を図ることとしています。

基本方針2は、未来を見据えたデジタルでスマートな地域交通へとし、交通事業者の生産性や利用者の利便性の向上により公共交通の持続可能性を高めていくため、DX化を促進することとしています。

基本方針3は、カッコイイ仕事として担い手が育つ地域交通へとし、担い手がいきいきと働くことのできる環境を整え、地域交通及び業界の持つ魅力を向上させることとしています。

10ページからは、各施策において取り組む事業内容を記載しています。

左側の、事業2⑤では、路線定期運行を行っている路線のうち、時間帯や区間により利用が極端に少ないなど、非効率な運行となっている地域においては、設定した一定の区域内をドアtoドアで運行する区域運行化を積極的に検討し、利便性と効率性の向上を図っていくこととしています。

右側、事業11では、市町村がAIオンデマンドシステムの活用を進められるよう支援していくこととしています。

11ページ左側の事業15では、交通事業者が行う免許の取得支援のほか、運転体験会などの人材確保活動を支援していくこととしています。右側には、基本方針ごとに成果指標と目標値を、次のページには達成状況の評価方法を記載し、毎年度、進捗管理を行うこととしています。

新たな計画の着実な推進を通じて、県民の日常生活に必要な移動手段を確保し、誰もが安心して暮らし続けることのできる地域社会の実現を目指してまいります。

中野委員長 ただいまの報告について、質疑などはありませんか。

今吉副委員長 今、過疎地域ではこういう公共交通網がないので結構不便なんですけれども、このビジョンを作るにあたっては、各事業者、バスや電車とか、そういう交通機関と常に打合わせをしているんですか。

松垣地域交通・物流対策室長 7月9日に開催

する地域公共交通活性化協議会がございますけれども、その協議会にはバス事業者、それからバス協会ですね、それからＪＲ、タクシー協会等、交通事業者が全て入っておりまして、加えて市町村や国の関係機関も入って、関係者で議論をし、計画を作成して、推進をしていこうというところでございます。

今吉副委員長 ただ、過疎の問題ですよね。過疎地域にはそういう事業者が関わってくるでしょうかね。そこがちょっと心配ですね。

松垣地域交通・物流対策室長 市町村ごとにも協議会なり会議体がございます。それぞれの市ごとに、やはり違う課題がございます。それぞれの市町村によって、コミュニティバスだけを運行しているところもあれば、乗合タクシーも一緒に運行しているところもございます。それぞれの地域の特性に合った形で、交通空白の解消が図られるよう、県も協力して取り組んでいきたいと考えております。

今吉副委員長 県が関わるとすると、県職員も別府市みたいに、そういう運転手の活動をするんでしょうか。

松垣地域交通・物流対策室長 別府市では、湯けむりライドシェアGLOBALということで、公共ライドシェアを運行しております。運行をする方は基本的に第二種運転免許を持たないんですけれども、普通免許の方が講習を受けてドライバーになるということを行っております。別府市は、そこで市の職員がその運行もやるようになっていると承知しております。

ただ、県としましては、地域のタクシー事業者なり、交通事業者の皆さんがいらっしゃいますので、まずはそれぞれの地域でどのような形の運行が最適なのかを皆さんで議論しながら、住民の足の確保を進められると良いのではないかと考えております。

今吉副委員長 最悪、確保できないときは、県職員を派遣するという、そこはどうでしょうか。

松垣地域交通・物流対策室長 例えば、人口が少ない地域などで、現状、コミュニティバスを運行しているところもございます。そういったところで、定時で路線を決めて運行していると、

住民の方が少なくなっていますので、運行してもなかなか非効率になってくるような状況になっています。

そういうふうになったところは、予約型で乗れるようなデマンド交通の方に移行している地域もありますし、まだ、これから移行をしていこうというところもあります。

まずは、それぞれの地域に合った、例えば予約型の乗合タクシーに移行していくようなところで住民の足を確保していくことになると考えております。

今吉副委員長 その考えはいいけれども、最悪のときを、是非、解決策を考えておいてください。何かありますか。

松垣地域交通・物流対策室長 県職員もというところもあるんですけども、地域の市町村の職員ですとか、地域の交通事業者の皆さんと、その地域でどのような形が最適なのかを考えていく、議論していくのが、まずは私たちに求められていることかなと思っておりますので、そのような形で頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

中野委員長 よろしく申し上げます。

ほかにありませんか。

三浦委員 すみません、９ページの現状と課題のところ、公共交通利用の際に不便を感じているという部分の最後の文章に、スマートフォン等から一元的に確認できないと書かれています。この文章を逆に取ると、将来的にはスマートフォン等から一元的に確認できるようにしたいというふうに私は理解したんですが、そういうつもりでしょうか。

松垣地域交通・物流対策室長 ありがとうございます。現状、例えばスマートフォンを利用しまして、行きたい場所の検索をかけたときに、公共交通の経路も出てくるような形で、地図検索アプリも含めて、そのようなところはあると思います。

ただ、県内では民間のバス路線については、全て表示されるようになっているんですけども、市町村が運行しているコミュニティバスなどは、まだ検索しても出てこない状況になって

います。そこは、県の方で市町村と連携しながら、そういったデータをオープンにしていって、あるいは入力、登録をしていって、検索でも出てくるような形で、なるべくコミュニティバスも含めて利用しやすいような形になるようにしていきたいということでございます。

三浦委員 是非、G o o g l eとかジョルダンで検索して、そういうのも出てくると非常に有難いというのは、一つあります。

二つ、ちょっと懸念事項があって、田舎の方の場合、電波が届かないというところが時々まだ見られます。そういうところの交通対策もあるので、その辺もちょっと考えていただけたらなというのが一つ。

それと、もう一つは、今、ジョルダンとかG o o g l eとか言いましたけれども、私とか今吉副委員長の世代はぎりぎり分かるんです。ここから上の年齢になるとちょっと危なくなってくるので、そういう高齢者にも是非対策をしていただけたらなと、これはもうお願いですから回答はいりませんので、以上2点です。よろしくお願いします。

中野委員長 要望という形でいいですか。

（「結構です」と言う者あり）

御手洗委員 やっぱ、地域交通はすごく大事だと思うんです。私も時々、公共バスを利用するんですが、高齢者の行く先はやっぱり病院が多いんじゃないかなと思うんです。利用者ももちろんですけども、利用される側の意見もちょっと取り入れていくとか。病院なんか行くと、いつも、ここに電話したらタクシー呼べますみたいなのを置いていたりしますけれども、高齢者が多いので、買物も含めてですね。

それと、さっき三浦委員も言いましたけれども、外国人観光客の方も来ていて、人があんまり行かないようないろんな地域にも入り込んでくる状況があるので。今回は地域の交通がメインになっているんですが、やっぱり観光の面も含めて、もうちょっといろんな意見を入れていった方が、もう地域のことは、ある程度もう煮詰まっているんじゃないかな。要望等も含めてですね。もうちょっといろんなところにウイン

グを広げていった方が、将来的にいいのではないかと思いますので、また検討いただければと思います。

松垣地域交通・物流対策室長 ありがとうございます。観光の交通手段という部分も、国の方は交通空白の地域を取りまとめるようになっておりますけれども、地域の交通手段だけではなくて、観光の交通手段も把握していく動きをしておりますので、そういった声も聞きながら、対策を考えていければと思っております。

中野委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

中野委員長 委員外議員の方は質疑などはありませんか。

猿渡委員外議員 1点すみません。さきほどハーモニーランドの渋滞解消、駐車場の問題の話があったんですけども、海地獄の周辺なども、繁忙期は非常に渋滞しまして、タクシーの運転手の御意見で、ちょっと離れたところに駐車場を確保して、ハーモニーランドのようにバスで運ぶというようなことができないのかという話があったんです。

要するに、タクシーも渋滞にはまり込んでしまうと、稼ぎ時なのにもうロスですね。そういうことで、なかなか今でもタクシーの運転手の生活が厳しかったり、運転手が確保できなかったりというのがある中で、いろんな面で厳しい状況があるというお話も伺っていますし、市民生活にも影響している状況ですので、その辺も含めて、いろんなところとの連携もあると思いますが、特に繁忙期の対応をお願いしたいと思います。

松垣地域交通・物流対策室長 ありがとうございます。土木建築部とか国も入るかもしれませんけれども、あと、観光事業者の声とかも聞きながら、なるべく県民の皆さんが移動で困らないような形を取っていけるといいかなと思っております。

中野委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

中野委員長 ほかに御質疑もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

佐藤スポーツ振興課長 さきほどのツール・ド・九州の経済波及効果の数字について質疑がありましたので、御回答したいと思います。

まず、来場者数ですけれども、昨年は大分県と宮崎県の共同開催でしたので、大分県に来場された方は4万4千人のうち2万8千人となっております。

それと、経済波及効果については8億4千万円。そのうち大分県内の経済波及効果は6億2千万円となっております。（「大きいな」と言う者あり）

中野委員長 よろしいですか。（「ありがとうございます」と言う者あり）

中野委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中野委員長 ほかにないので、これをもって、企画振興部関係の審査を終わります。

執行部は、お疲れ様でした。

委員の皆様は、この後、協議を行いますので、このままお待ちください。

〔委員外議員、企画振興部退室〕

中野委員長 それでは、内部協議に入ります。

まず、閉会中の所管事務調査の件について、お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、各事項について、閉会中、継続調査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

中野委員長 御異議がないので、所定の手続を取ることにいたします。

次に、県外所管事務調査についてです。調査行程などを事務局に説明させます。

〔事務局説明〕

中野委員長 何か御意見はございませんか。

〔委員協議〕

中野委員長 では、このように決定させていただきます。今後、調整や変更の必要が生じた場合は、委員長に御一任をお願いします。欠席や別行動となる場合は、事務局に御連絡ください。

この際、ほかに何かございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中野委員長 ほかにないので、これをもって、本日の委員会を終わります。

お疲れ様でした。